

インフルエンザ流行発生警報を解除しました

令和6年4月17日（水）
旭川市 保健所 保健予防課
連絡先 26-1111 内線 2954

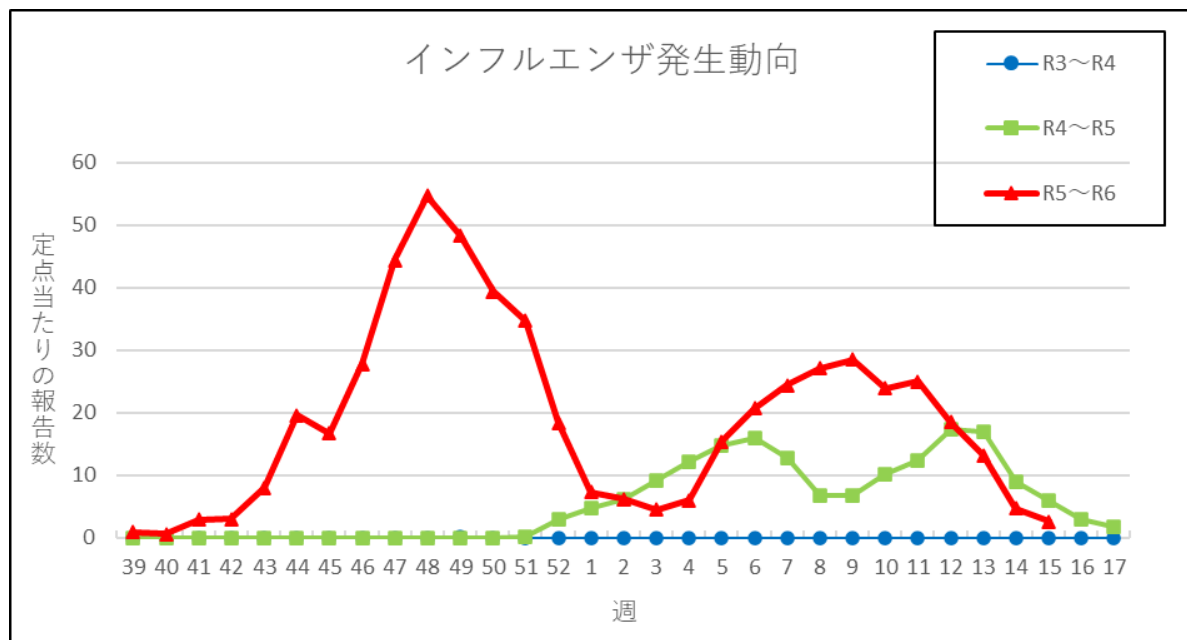
旭川市内のインフルエンザの流行状況：第15週（4月8日～4月14日）

本市の感染症発生動向調査によると、令和5年第41週（令和5年10月9日～令和5年10月15日）からインフルエンザの流行期に入り、令和5年第44週（令和5年10月30日～令和5年11月5日）に、一定点当たりの報告数が19.54に達したため、令和5年11月7日にインフルエンザ流行発生注意報を発令し、令和5年第47週（令和5年11月20日～令和5年11月26日）に、1定点当たりの報告数が44.31に達したため、インフルエンザ流行発生警報を発令しました。

その後、令和6年第14週（令和6年4月1日～令和6年4月7日）に一定点当たりの報告数が4.69となり、第15週は2.54であり、警報及び注意報の継続基準値を下回る状況が維持されていることから、流行発生警報を解除しました。

しかし、インフルエンザには引き続き十分な注意が必要です。手洗い、せきエチケット等、基本的な感染対策に御留意ください。

○ インフルエンザ発生状況【令和5年第39週（9/25～10/1）以降～】



※流行期入り：基準値 1

※流行発生注意報：基準値 10

※流行発生警報：開始基準値 30，継続基準値 10

【参考】（注意報・警報とは）

厚生労働省・感染症発生動向調査事業の一環として、定点医療機関を受診した患者数を週ごとに把握、集計し、過去の発生状況をもとに基準値を設け、保健所ごとにその基準値を超えると注意報や警報が発令されるシステム。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを、流行発生後であればその流行がまだ終わっていない可能性があることを示しており、警報は大きな流行の発生、継続が疑われることを示します。

インフルエンザの発令基準は、注意報については1定点当たりの受診患者数が1週間で10を超えた場合、警報については同じく30を超えた場合に発令され、警報発令後は1定点当たりの受診患者数が10を超えると警報が継続されます。

インフルエンザの警報・注意報についての詳細は、国立感染症研究所感染症情報センターのホームページでご覧になれます。（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>）

全道のインフルエンザの流行状況は北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>）